

第4章 第5期燕市障がい福祉計画及び第1期燕市障がい児福祉計画

1 計画の成果目標

(1) 障がい児等支援の体制整備【第1期燕市障がい児福祉計画部分】

【現状と課題】

第4期計画では、「障がい児支援体制の整備」を燕市独自の成果目標に掲げ、障がい児等の支援に関わる関係機関が連携することはもとより、ライフステージごとに支援が途切れることのないよう「つながる支援体制」の構築をめざした取り組みを行いました。そして「障がい」ではなく「特性」と捉え、「子どもの育ち」という視点で支援体制を構築することが「つながる支援体制」への第一歩ではないかという共通理解が得られました。

なお、児童発達支援や放課後等デイサービスなど専門的なサービス提供も大切な支援方法の一つとなっています。平成26年からの3年間で提供事業所は拡充され、サービスを利用する児童も倍増した一方で、「保育所等訪問支援」等不足しているサービスもあることは課題と言えます。

今後は、「つながる支援体制の構築」と共に「適切なサービス提供体制」を検討し、地域で必要な支援が受けられるよう整備することが必要です。

国の基本指針

- 1 「*児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- 2 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- 3 平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること。
- 4 平成30年度末までに、県、圏域及び市町村において、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置すること。

*児童発達支援センターとは

地域で暮らす障がいのある子どもやその家族への相談をうける施設で、福祉サービスを行う福祉型と福祉サービスにあわせて治療を行う医療型に分かれます。

燕市の成果目標

- 1 つながる支援体制の構築を図る。
- 2 児童発達支援センターの在り方について検討する。
- 3 保育所等訪問支援を実施する事業所の確保に努める。
- 4 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努める。
- 5 医療的ケア児支援のための協議の場について検討する。

考え方

独自視点として取り組んでいる支援体制の構築については、「つながる支援体制」の実現をめざし引き続き取り組む必要がある。また、子どもの育ちに必要な専門的サービスについて適切な提供ができるよう体制を整備する。

燕市の成果目標を実現するための施策

- ◆ 1 ⇒自立支援協議会（療育支援専門部会）によるつながる支援体制の構築
 - ◆ 2～5 ⇒自立支援協議会で協議
- ※ 圏域の意向や圏域内市町村の状況を確認し、必要時は働きかけを行う。

(2) 相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

平成26年4月に基幹相談支援センターが設置され、年度ごとに事業実施計画を作成し、重点項目に沿って取り組んできました。それにより、相談支援専門員の人材確保、資質向上を継続して図っていく体制基盤ができました。また、サービス事業所との合同研修の実施などを行いながら「障がい者等の支援体制」という広い視点での取り組みにも着手できました。

今後は、多岐にわたる相談者のニーズに、一定の水準で支援し続けられるような相談支援専門員、さらに相談支援専門員をバックアップする相談支援事業所自体の資質向上を図っていくことが必要です。また、相談支援事業所とサービス事業所が両輪となり、燕市らしい「障がい者等の支援体制」を作っていく支援力の底上げが必要です。

国の基本指針

- 1 相談者の各種ニーズに対応する相談支援を行う人材の育成支援、特定相談事業所の充実、基幹相談支援センターの有効活用に取り組む。
- 2 地域へ移行するための支援、地域定着支援のサービス提供体制の確保、充実を図る。
- 3 障がい者等及びその家族、関係機関、関係団体、障がい者等との福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務従事者その他の関係者により構成される協議会の設置に努める。

燕市の成果目標

- ◆ 多岐にわたる相談者のニーズに、一定の水準で支援し続けられる相談支援専門員、相談支援事業所の資質向上を図る。
- ◆ また、相談支援事業所とサービス事業所が両輪となり、燕市らしい「障がいのある人等の支援体制」づくりのための支援力の底上げを図る。

考え方

度重なる制度改正と複雑化する障がい福祉サービスの「量」と「質」を確保していくためには、サービスにつなぐ地域の相談支援専門員とサービスを提供する事業所支援者に加え、その母体である事業所自体の資質の向上と底上げが必要である。

燕市の成果目標を実現するための施策

- ◆ 基幹相談支援センター・自立支援協議会（相談支援専門部会）による施策推進
 - 事業所基準確認による相談支援事業所の水準の維持
 - 広報誌等での相談支援事業所の周知
 - 市内相談支援機関連絡会で地域課題の抽出・検討による「地域を考える力」の向上
 - 相談支援専門員研修の開催
 - 相談支援事業所とサービス事業所との合同研修の開催
 - 相談支援専門員への個別の助言・支援を行うことで個々の資質を向上
 - 各機関への訪問・会合参加等によるネットワーク構築
 - 児童分野、高齢分野等とのケース対応や会議、研修等での連携強化

(3) 福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進

【現状と課題】

福祉的就労については、継続して重点的な取り組みを行った結果、就労系障がい福祉サービスの「質」と「量」の充実に結びついています。「量」については、過去3年間の平均工賃が県の水準以上を常に確保しており、障がい者実雇用率においても全国平均を上回っています。「質」については、目標を上回る一般就労移行者を出すことができます。今後も「質」と「量」の充実の視点を怠ることなく現状に即したよりきめ細かい施策の展開が必要です。

① 福祉的就労の充実

燕市の方針
<p>国の基本指針は、一般就労への移行を重視しているものの本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人にとって日常生活の自立と生きがいとして、かけがえのない支援となっているため、福祉的就労の工賃向上を燕市独自の成果目標とする。</p>
燕市の成果目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉的就労工賃 17,500 円/月をめざす。 ◆ 全事業所の福祉的工賃 10,000 円/月以上をめざす。
考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度に 10,000 円/月以上の事業所は県平均工賃伸率で推移 ・平成 28 年度に 10,000 円/月以下の事業所は 10,000 円/月以上 <p style="text-align: center;">※ 10,000 円/月=毎月の昼食代支払ができる程度の額</p>

※ 工賃について

ここで成果目標としている福祉的就労工賃は、就労継続支援B型事業所で訓練等のための軽作業などで収益が発生した場合に、作業工賃として利用者に支払われるものです。平成28年度における新潟県内の福祉的就労工賃の平均は14,510円/月、燕市内の福祉的就労工賃の平均は15,867円/月となっています。

② 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針
<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉施設（就労移行支援、就労継続支援[A・B型]、生活介護、自立訓練[機能訓練・生活訓練]）の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。 2 目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること。
燕市の成果目標
<p>◆ 一般就労移行者数 10人をめざす。</p>
考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期計画での成果目標 6人×1.5倍=9人以上 ・ 一般就労移行者数（平成27年度9人、平成28年度11人）の平均=10人以内 ・ 特別支援学校（職業学級）卒業後すぐの就職者が増えている状況も加味し設定

③ 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針
<p>平成32年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること。</p>
燕市の成果目標
<p>◆ 就労移行支援事業利用者数 23人をめざす。</p>
考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度就労移行支援事業利用者数19人の1.2倍 → 23人 ・ 市内就労移行支援事業所利用者定員 24人

④ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

国の基本指針
平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
燕市の成果目標
◆ 一般就労移行率3割以上の事業所数2事業所以上とする。
考え方
市内就労移行事業所数4の5割以上=2事業所以上

⑤ 就労定着支援利用による職場定着率

国の基本指針
各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。
燕市の成果目標
◆ 職場定着率の向上を図る。
考え方
平成29年度中に国から示される予定の新たなサービスである就労定着支援の活用も視野に入れ、かつ、その他の施策も展開しながら就労定着率の向上を図る。

燕市の成果目標を実現するための施策

- ◆ 自立支援協議会（就労支援専門部会など）による施策推進
 - 一般就労率向上のための取り組み（例：冊子作成など）
 - 障がいのある人の通勤に関する移動手段の検討
 - 障害者優先調達推進法に基づく行政内部での分野を越えた連携強化
 - 就労系事業所と企業、農業関係者等との協働の取り組み推進
- ◆ 基幹相談支援センターを中心とした施策展開
 - ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター及び就労系サービス事業所の連携強化
 - 個別支援計画とサービス等利用計画との連動を図る研修実施
- ◆ 市民・企業、農業関係者等に対する障がい理解の啓発推進
- ◆ 就労アセスメント体制の見直しの検討及び促進（卒業生の一般就労促進）
- ◆ 就労系サービス事業所情報交換会の継続開催（横のつながり、ノウハウの共有）
- ◆ 工賃向上計画のヒアリング調査
- ◆ 就労定着支援（平成30年度創設予定サービス）の活用

(4) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

【現状と課題】

入所施設で生活している障がいのある人の中には、地域で生活できる可能性がありながら、入所生活を継続している方がいます。入所が長期間に渡ることによって高齢化の問題、住まいの確保や家族の世代が変わることによって身近な支援者が不在となるなど、地域生活への移行をより困難にする状況が生まれています。

地域移行が可能な方への支援と同時に高齢施設への移行支援を行い、適切なサービス利用となるよう努めています。

引き続き、地域資源を活用し、長期入所者を生み出さない支援や成年後見制度の利用の推進を図りながら、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らす体制づくりを行う必要があります。

国の基本指針

- 1 施設入所者の地域生活への移行
平成 32 年度末において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行する。
- 2 施設入所者数の削減
平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減する。

燕市の成果目標

- ◆ 地域移行者数8人をめざす。
- ◆ 入所者削減数2人をめざす。

考え方

- ・平成 28 年度末入所者数 89 人の約 9% = 8 人
- ・平成 28 年度末入所者数 89 人の 2%削減 = 2 人

燕市の成果目標を実現するための施策

◆ 地域移行に対する施策 退所可能な入所者に対する施策

- 地域移行支援事業の利用促進
 - ・ 入所施設、相談支援事業所への周知
- 家族理解の醸成
 - ・ 適切な支援方針の作成
 - ・ 家族への分かりやすい説明
- 事業所との協働体制
 - ・ 入所施設、相談支援事業所の連携
 - ・ 支援方針の共通認識と協働
- 成年後見制度の利用促進

◆ 長期入所者の削減

- 家族理解の醸成
 - ・ 本人にあったサービス利用の説明
- 事業所との協働体制
 - ・ 適切なサービス利用となるような共通認識、支援の実施
- 高齢分野との協議・調整の継続
 - ・ 高齢施設への移行に向け、風通しの良い体制づくり

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

精神障がいは身近なものでありながら、「疾患」や「障がい」の分かり辛さゆえに正しく理解されず、地域生活を困難にさせることがあります。

精神障がいのある人が安心して自分らしい暮らしをすることができる体制が求められますが、精神科病院をはじめとする支援機関がそれぞれで対応するだけでは地域づくりを進めることが困難といえます。

個々に合わせた支援が基本にありつつ、保健・医療・福祉関係者が地域としての包括的な支援体制を「自分事」として考え、整えていくことが求められています。

国の基本指針

- 1 すべての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
- 2 すべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差支えない。
- 3 平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定する。
- 4 平成32年度の精神病床における退院率を以下のとおり設定する。
 - (1) 入院後3か月時点の退院率は69%以上
 - (2) 入院後6か月時点の退院率は84%以上
 - (3) 入院後1年時点の退院率は90%以上

燕市の成果目標

- ◆ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

考え方

- ・燕市に関係者協議の場を設置し、情報共有や連携を行う体制の構築をめざす。
- ・効率的な地域包括ケアシステムの構築をめざし、関係機関との連携・情報共有に努める。

燕市の成果目標を実現するための施策

◆ 協議の場の設置

- 自立支援協議会を中心に、協議の場の設置に向け検討する。
- 高齢分野と情報共有を図り、地域包括ケアシステムの在り方を協議する。

◆ 退院可能な入院者に対する施策

- 退院後生活環境相談員（※医療保護入院者に選任）と地域の相談担当者の連携
- 精神科病院精神保健福祉士との連携強化
- 精神科病院と地域包括支援センターとの連携強化
- グループホームの整備と活用推進
- 保健所訪問支援との連携
- 地域の相談支援事業所相談員の育成
- 成年後見制度の利用促進
- 入院は治療であり、生活の場でないことへの理解促進
- 入院後速やかな医療と福祉による早期支援体制の構築
- 医療中断を出さないための支援
- 地域移行支援事業の利用促進

(6) 地域生活支援拠点等の整備

【現状と課題】

平成27年度自立支援協議会での協議により面的整備の推進を図る方向性が出され、燕市の強みである基幹相談支援センターを中心に様々なケースに対応できる人材育成と地域づくりに向けた取り組みをケース対応や研修にて実施しています。

今後は、今ある社会資源を有効活用しながら、さらなるネットワーク化を図っていく必要があります。そのために、地域生活拠点等に必要な機能である「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」「③体験の機会・場」「④専門的人材の確保・養成」「⑤地域の体制づくり」のうち、特に①～③の機能整備の在り方を検討していく必要があります。

国の基本指針

各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上の拠点等を整備する。

燕市の成果目標

- ◆ 自立支援協議会を中心に検討し、既存の社会資源等を活用したネットワーク化を段階的に図っていく。

考え方

障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、専門性を有し、地域生活において障がいのある人等やその家族の緊急事態への対応を地域の実情に応じて実現性のある形で整備していく。そのために、今ある社会資源を有効活用し、段階的に強化していく。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施と短期入所等の活用にて、地域における生活の安心感の担保を図る。また、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場への移行をしやすくする支援提供体制の整備を図る。

燕市の成果目標を実現するための施策

◆ 自立支援協議会の活用

- 拠点等のニーズと整備方針、進捗状況、課題について関係者間での共有化
- 「相談」機能整備の在り方の検討
- 「緊急時の受け入れ・対応」機能整備の在り方の検討
- 「体験の機会・場」機能整備の在り方の検討
- 「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」機能整備状況の検証・評価

◆ 基幹相談支援センター事業の活用

- 様々なケースに対応できる人材育成と地域づくりに向けたケース対応やスーパーバイズ、研修の実施